令和　　年　　月　　日（　　）までに園に提出

令和7年度　私立幼稚園等　保護者補助金のおしらせ

台東区では、私立幼稚園等（子ども・子育て支援新制度未移行園）に在籍する幼児の保護者の負担を軽減するため「保護者補助金（区の補助金）」「保護者負担軽減補助金（都の補助金）」の交付を行っています。

１．交付対象者

以下①～②のすべての条件を満たす方

①私立幼稚園等に在籍する幼児の保護者で、その幼児が台東区に住民登録がある。

②私立幼稚園等に保育料を納めている。

２．提出書類

①私立幼稚園等補助金等交付申請書兼請求書【全員】

②区市町村民税（非課税）証明書（原本又はコピー）又は納税（決定）通知書（原本又はコピー）

【下記チャートの対象者】

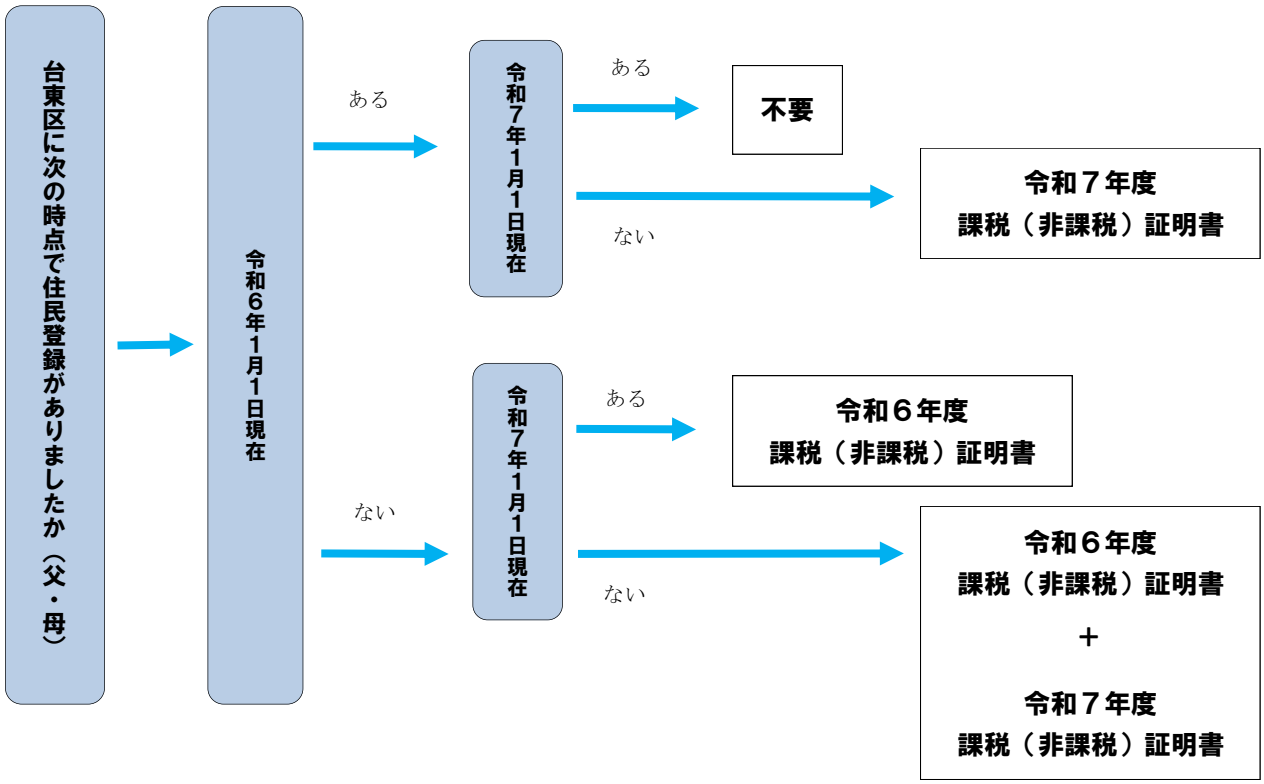

（注）・課税（非課税）証明書は、住民登録のあった区市町村で取得できます。

・以前に課税（非課税）証明書を提出している方は、提出不要です。

・９月以降入園、転入の場合は、令和６年度課税(非課税)証明書の提出は不要です。

※　提出書類②は、同居・別居の如何を問わず、園児と生計を一にする方全員分を提出する必要があります。

※　令和６年１月１日現在、海外にいた方は…

令和５年中（１月～１２月）の収入がわかる給与証明書等の勤務先が発行する証明書等を提出してください。

令和７年１月１日現在、海外にいた方は…

令和６年中（１月～１２月）の収入がわかる給与証明書等の勤務先が発行する証明書等を提出してください。

※　指定都市で課税されている方は、旧税率（6%）にて算出した市民税所得割額を用いて補助金額を決定します。

３．補助金交付の時期

交付決定した補助金は、保護者が指定する口座に振り込みます。　（無償化給付と合算して振り込みます）

補助金の種類	交付時期（予定）		通帳の記載名称
私立幼稚園等保護者補助金【保護者補助金（区）＋保護者負担軽減（都）】	4月～6月分	令和7年9月中旬	タイトウクショムカ
	7月～9月分	令和7年12月中旬	
	10月～12月分	令和8年3月中旬	
	1月～3月分	令和8年6月中旬	

４．補助金の交付決定

・「保護者補助金」「保護者負担軽減補助金」の２種類があります。支給条件に該当すれば、それぞれ支給されます。

・補助金額は、令和７年４月～８月までは令和６年度の区市町村民税所得割額（世帯合計）、令和７年９月～令和８年３月までは令和７年度の区市町村民税所得割額（世帯合計）で決定します。
なお、区市町村民税所得割額は税額控除（調整控除は除く）を適用する前の税額により決定します。

・同一世帯から２人以上就園している場合や、世帯に兄・姉がいる場合など、世帯構成によって補助金額が異なります。補助対象者及び補助金額の詳細は「補助金早見表」をご覧ください。

・補助金の交付対象と認められた方には、交付決定の通知をします。令和６年度及び令和７年度の区市町村民税の申告をしていない場合は補助金額の決定ができません。

・補助金額は保護者が幼稚園等に納めた保育料等の金額を上限とします。補助金額が保育料等の金額を上回った場合は、補助金額を調整（減額）します。

・補助金額決定後に修正申告等で区市町村民税所得割額が変更になった場合は、ご連絡いただければ再度交付決定いたします。（補助額が変わらない場合もあります）ただし、現年度内に限ります。

●ひとり親世帯等には特例措置があります。区市町村民税所得割額77,100円以下の世帯について下記に該当する場合は、申請書にチェックをし、指定された書類を添付してください。

※婚姻歴のないひとり親家庭で、児童扶養手当の認定を受けている方への寡婦（寡夫）控除のみなし適用を実施しています。

保護者または同一世帯に属するもの	添付書類	申請書にチェック
生活保護法に規定する要保護者	不要	要
母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のないもので現に児童を扶養している者	不要	要
身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受けたもの（在宅に限る）	身体障害者手帳写し（名前が分かる部分）	要
療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けたもの（在宅に限る）	療育手帳写し（名前がわかる部分）	要
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの	精神障害者保健福祉手帳写し（名前が分かる部分）	要
特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅に限る）	特別児童扶養手当証書の写し	要
国民年金の障害基礎年金受給者（在宅に限る）	障害基礎年金の証書の写し	要

「私立幼稚園等補助金交付申請書」の寡婦（寡夫）控除みなし適用申請欄にチェックをしてください。

５．年度途中で入園・退園・転入・転出をした場合

下記問い合わせ先へ必ず速やかにご連絡ください。

【問い合わせ先】台東区教育委員会　庶務課私立幼稚園担当　03－5246－1236

◎「区市町村民税所得割課税額の確認方法」

ご　参　考

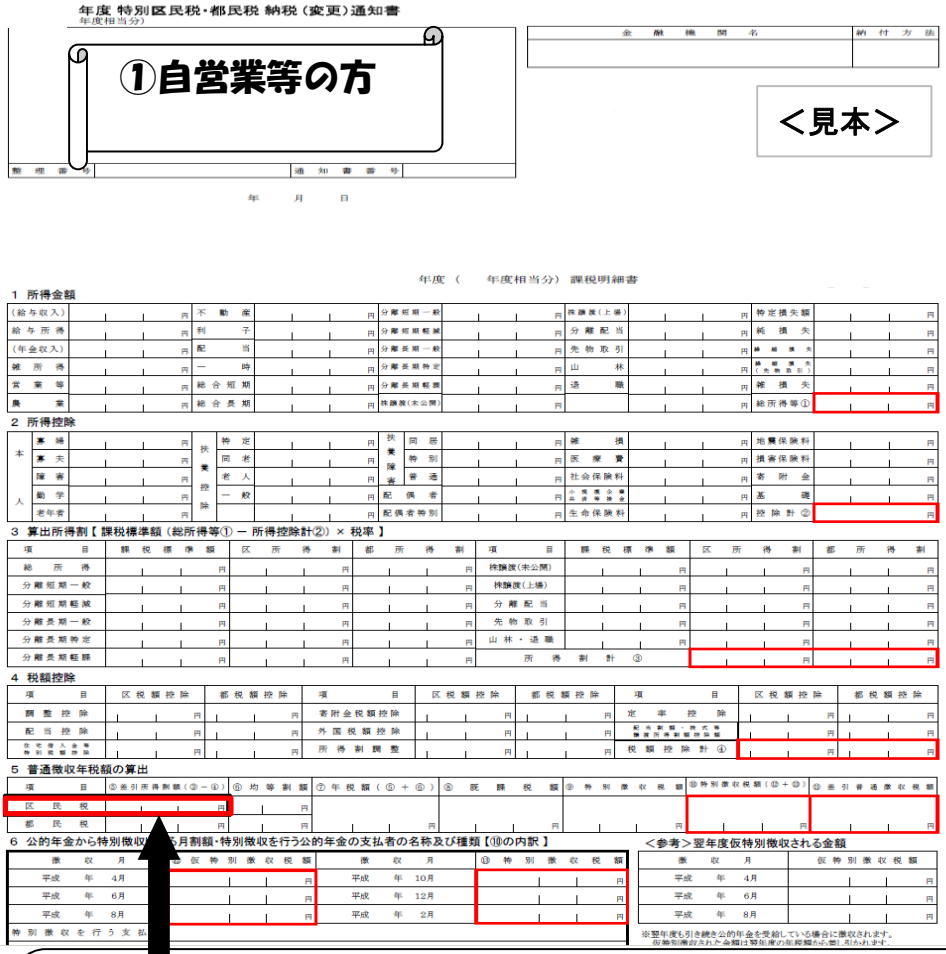
年度 特別区民税・都民税 納税（変更）通知書
年度相当分）

①自営業等の方

＜見本＞

年度（　年度相当分）課税明細書

1 所得金額

2 所得控除

3 算出所得割【課税標準額（総所得等① － 所得控除計②）× 税率】

4 税額控除

5 普通徴収年税額の算出

6 公的年金から特別徴収する月割額・特別徴収を行う公的年金の支払者の名称及び種類【⑩の内訳】

＜参考＞翌年度仮特別徴収される金額

この金額で補助金額を決定します。（区民税の差引所得割額）

※ただし、税額控除が適用されている方は、適用前の税額で補助金額を決定します。
（例）「住宅借入金等特別税額控除」、「寄付金税額控除」など

②会社員等の方
（源泉徴収されている方）

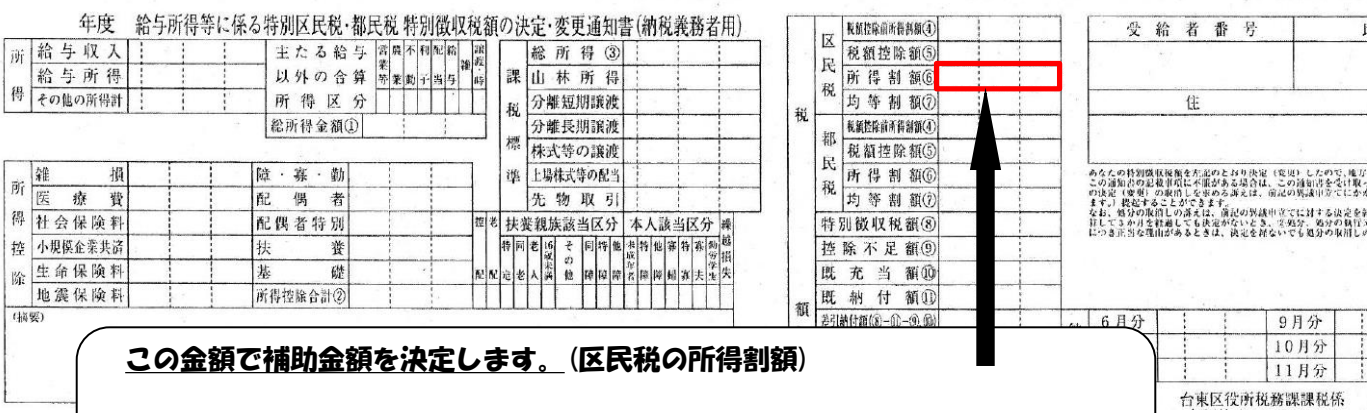
年度　給与所得等に係る特別区民税・都民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

台東区役所税務課課税係

この金額で補助金額を決定します。（区民税の所得割額）

※ただし、税額控除が適用されている方は、適用前の税額で補助金額を決定します。
（例）「住宅借入金等特別税額控除」、「寄付金税額控除」など

補　助　金　早　見　表

<table>
<tr><th rowspan="2">区分
（年収の目安）</th><th colspan="3">補助基準額（上限額）</th><th colspan="3">【国】幼児教育・保育の無償化給付</th><th colspan="3">【都】補助単価(月額)</th><th colspan="3">【区】補助単価(月額)</th></tr>
<tr><th colspan="3">市区町村民税所得割課税額
（円）</th><th>第1子</th><th>第2子</th><th>第3子
以降</th><th>第1子</th><th>第2子</th><th>第3子
以降</th><th>第1子</th><th>第2子</th><th>第3子
以降</th></tr>
<tr><td>A</td><td colspan="3">生活保護</td><td colspan="3" rowspan="6">月額上限　25,700円</td><td>6,200円</td><td rowspan="2">6,200円</td><td rowspan="4">6,200円</td><td rowspan="2">8,600円</td><td rowspan="2">8,600円</td><td rowspan="6">9,900円</td></tr>
<tr><td>B
（～270万円
未満相当）</td><td colspan="3">住民税非課税および
住民税所得割非課税</td><td>3,200円</td></tr>
<tr><td>C
（～360万円
未満相当）</td><td>1円</td><td>～</td><td>77,100円</td><td rowspan="3">1,800円</td><td rowspan="3">1,800円</td><td>1,200円</td><td>7,900円</td></tr>
<tr><td>D
（～680万円
未満相当）</td><td>77,101円</td><td>～</td><td>211,200円</td><td>5,600円</td><td rowspan="3">対象外</td><td>2,200円</td></tr>
<tr><td>E
（～730万円
未満相当）</td><td>211,201円</td><td>～</td><td>256,300円</td><td>5,000円</td><td rowspan="2">対象外</td></tr>
<tr><td>F
（730万円
以上相当）</td><td>256,301円</td><td>～</td><td></td><td>1,800円</td><td>8,100円</td></tr>
</table>

※1 第1子～第3子以降の算定は、年齢に関わらず、保護者と生計を一にする子のうち、一人目を第1子、二人目を第2子、三人目以降を第3子以降とします。

※2 途中入退園や途中転出・転入があった場合は、在園期間に応じて補助金額を減額して適用します。

ひとり親世帯等の特例について

① 保護者負担軽減補助金（都の補助金）

ひとり親世帯等の特例が適用される場合、B区分は補助金額が「6,200円」となります。また、C区分の第１子の補助金額は「3,200円」、第２子以降は「6,200円」となります。

② 保護者補助金（区の補助金）

ひとり親世帯等の特例が適用される場合、C区分の第１子及び第２子の補助金額は「8,600円」となります。